

第56回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時 2020年6月19日（金曜日）
午前10時
（当日の受付は午前9時より開始いたします。）
開催場所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル3階「ファンタジア」

お願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、本年は取りやめとさせていただきます。また、本年は株主総会終了後の株主懇談会も開催いたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第56回定時株主総会招集ご通知……………	1
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	5
第2号議案 定款一部変更の件……………	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件……………	8
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件……………	11
第5号議案 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件一部変更の件……………	13

（添付書類）	
事業報告……………	27
連結計算書類……………	50
計算書類……………	54
監査報告書……………	56
株主総会会場ご案内図	

証券コード9055
2020年5月29日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新羽町1756番地
株式会社 アルプス 物流
代表取締役社長 臼 居 賢

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止が強く要請される中、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使を強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル 3階「ファンタジア」

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

【新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い】

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.alps-logistics.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様には、会場受付付近に配備いたしますアルコール消毒液による手指のアルコール消毒、及びマスク持参・着用をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合には、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・役員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・上記各対応により、受付前でお待たせする可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.alps-logistics.jp/>) に掲載します。

【総会当日ご出席の株主の皆様へ】

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
- ・株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、本年は取りやめとさせていただきます。また、本年は株主総会終了後の株主懇談会も開催いたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご用意できる席数が例年よりも大幅に減少するため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、お願い申し上げます。
- ・株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいようようお願い申し上げます。

【インターネット開示についてのご案内】

本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.alps-logistics.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するのに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部です。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会参考書類（５頁～１４頁）をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本年につきましては、Ｂ（郵送による議決権行使）またはＣ（インターネットによる議決権行使）の方法を強くお願い申し上げます。

A 株主総会への出席による
議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第56回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

C インターネットによる
議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

また、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

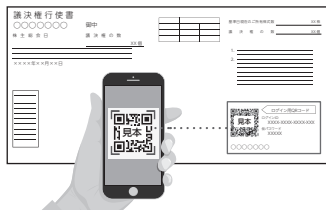
株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.alps-logistics.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

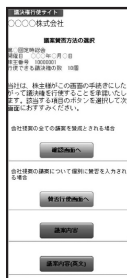
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



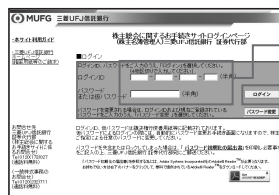
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

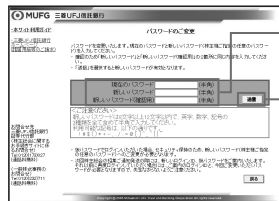
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、安定的に配当を行うことを第一に、その水準の向上に努めてまいりました。配当の水準につきましては、①株主への利益配分、②将来の成長に向けての投資、③内部留保のバランスを考慮して決定することとしております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 353,575,440円

なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき20円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日（月曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役制度の変更及び執行役員制の導入を行い、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができるようにするため、次の通り定款の一部変更を行いたいと存じます。

なお、定款第28条第1項の新設につきましては、各監査等委員の同意を得ております。

- (1) 取締役の員数の削減
- (2) 役付取締役に係る規定の削除及び関連する規定の変更
- (3) 取締役の責任免除に係る規定の新設
- (4) 執行役員に係る規定の新設
- (5) その他上記(1)から(4)の変更に伴う所要の変更

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>15名以内</u>とする。 ② 条文省略	第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、<u>取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 ② <u>前項の取締役会が定めた取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>7名以内</u>とする。 ② 現行どおり

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> 第22条 条文省略 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 第24条～第28条 条文省略 (取締役の責任限定契約) 第29条 (新設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。 (新設) 第 5 章 監査等委員会 第30条～第32条 条文省略 第 6 章 計算 第33条～第36条 条文省略	(削除) 第21条 現行どおり (取締役会の招集権者および議長) 第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会があらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>前項の取締役会であらかじめ定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 第23条～第27条 現行どおり (取締役の責任免除) 第28条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。</u> 第 5 章 執行役員 (執行役員) 第29条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。</u> ② <u>執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。</u> 第 6 章 監査等委員会 第30条～第32条 現行どおり 第 7 章 計算 第33条～第36条 現行どおり

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、任期満了となります。

当社は、第2号議案に記載のとおり、執行役員制度を導入し、取締役会の活性化、意思決定の迅速化及び業務執行機能の充実を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることとしております。

つきましては、取締役を減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、当社は15～16ページ記載の「取締役選任基準」に基づき各候補者を決定しております。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断いたしました。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 1	うすい まさる 臼居 賢 1958年1月10日生 	1981年4月 アルプス電気(株)（現アルプスアルパイン(株)）入社 2006年6月 同 取締役 2011年11月 同 アジア営業担当 2012年4月 同 営業本部副本部長 2013年6月 当社常務取締役営業担当 2014年6月 同 代表取締役社長（現任）	28,400株
	(取締役候補者とした理由) 臼居賢氏は、これまで長年にわたり、国内外において電子部品の営業に携わり、当社の主要顧客が属する電子部品業界に関する知見を有しております。2014年からは、当社代表取締役社長としてグローバルに物流ビジネスの拡大を推進し、成長のための基盤作りを進めるなど、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。		

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
再任 2	しも ひろ かつ ひこ 下 廣 克 彦 1960年6月9日生 	1986年 4 月 アルプス電気(株) (現アルプスアルパイン(株)) 入社 2003年10月 当社入社 2010年10月 同 理事中国副担当 2011年 6 月 同 取締役中国担当 2012年11月 同 取締役事業本部副本部長海外担当 2017年 6 月 同 常務取締役 (現任) 同 経営企画担当、情報システム担当、 中国担当 2019年 6 月 同 管理本部長 (現任)、 情報システム・中国地域担当 (現任)	9,000株
	(取締役候補者とした理由) 下廣克彦氏は、これまで主に海外事業に関する業務に従事し、現地法人の責任者としての経験も豊富であり、海外ビジネスに対する知見を有しております。現在は常務取締役として管理本部長、情報システム担当などを兼務し、ビジネスや事業基盤の構築に向け、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といいたしました。		
再任 3	ふき やま こう し 吹 山 浩 司 1960年5月24日生 	1983年 4 月 アルプス電気(株) (現アルプスアルパイン(株)) 入社 2012年 5 月 当社入社 2012年11月 同 理事事業本部海外副担当 2013年 7 月 同 理事国内事業統括部長 2014年 6 月 同 取締役事業本部副本部長 国内事業担当 2019年 6 月 同 常務取締役 事業本部長 (現任)	20,000株
	(取締役候補者とした理由) 吹山浩司氏は、これまで国内外で電子部品の製造拠点の責任者を経験するなど、主要顧客の属する電子部品業界に関する知見を有しております。当社においては、国内の物流事業を中心にビジネスの拡大や生産性の向上などを推進し、現在は常務取締役事業本部長として、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
再任 4	けが よういちろう 氣賀 洋一郎 1960年5月4日生 	1984年 4 月 アルプス電気(株) (現アルプスアルパイン(株)) 入社	0株
		2016年 6 月 同 取締役 経営企画、経理・財務、総務・ 環境担当兼経営企画室長	
		2019年 1 月 アルプスアルパイン(株)取締役執行役員 経営企画・人事総務・法務知的財産・貿易管 理担当	
		2019年 6 月 同 執行役員 人事総務・法務知的財産・貿 易管理担当 (現任) 当社 取締役 (現任)	
(取締役候補者とした理由) 氣賀洋一郎氏は、親会社であるアルプスアルパイン(株)にて、これまで国内外において電子部品の営 業、海外現地法人の責任者、取締役経営企画、経理・財務担当などを歴任し、現在は執行役員として 人事総務・法務知的財産などを担当するなど、主要顧客の属する電子部品業界に関する知見を有して おります。昨年から当社取締役としても、その職責を適切に果たしております。これらのことか ら、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な 人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			
新任 社外 5	おお はし すずむ 大 橋 進 1951年1月5日生 	1974年 4 月 長瀬産業(株)入社	0株
		1992年 4 月 アップルコンピュータ・ジャパン(株)入社	
		1996年 6 月 ボシュロム・ジャパン(株)入社	
		1999年 9 月 カートサーモン・アソシエイツ入社、 同 プリンシパル	
		2005年 6 月 エクセル・ジャパン(株)入社、同 取締役	
		2006年 6 月 バイエルメディカル(株)入社、同 取締役	
		2008年 2 月 (株)ロジスティクス・コンセプト設立、 同 代表取締役 (現任)	
		2018年 6 月 当社 社外取締役 監査等委員 (現任)	
(社外取締役候補者とした理由) 大橋進氏は、複数の事業会社において物流業務に携わるとともに、取締役として経営に関与してこ られました。また2008年からは物流コンサルティング会社を設立し、代表取締役として活動を行うな ど、当社の主たる事業である物流関連及び会社経営について豊富な経験・知識を有しております。現 在は監査等委員である社外取締役としての職務を果たしております。これらのことから、当社がグロ ーバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、今後は監査等委員でない取締役とし て、適切に職務を遂行していただけるものと判断し、候補者いたしました。なお、同氏の当社社外 取締役 (監査等委員である社外取締役) の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 氣賀洋一郎氏は、当社の親会社であるアルプスアルパイン(株)の業務執行者であります。同氏の現在及び過去5年間の親会社における地位及び担当は、上記に記載のとおりです。
 3. 大橋進氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

4. 当社は、氣賀洋一郎氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を法令に定める額まで限定する責任限定契約を締結しておりますが、同氏が再任された場合は、業務執行取締役となりますので、同契約を解除する予定であります。また、新任の大橋進氏が選任された場合は、同氏との間で同契約を締結する予定であります。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、大橋進氏を独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。なお、当社は15～16ページ記載の「取締役選任基準」に基づき候補者を決定しております。候補者はこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断いたしました。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
再任 1	なか むら くに ひこ 中 村 邦 彦 1956年5月14日生 	1980年4月 アルプス電気(株) (現アルプスアルパイン(株)) 入社 2009年1月 当社入社 2009年4月 同 人事総務部長 2013年7月 同 理事人事総務部長 2015年6月 同 取締役管理担当 2018年6月 同 取締役 監査等委員 (現任)	14,600株
	(取締役候補者とした理由) 中村邦彦氏は、これまで主に人事・総務に関する業務に従事し、海外駐在経験もあり、国内外における管理業務に対する知見を有しております。2015年からは取締役管理担当として、当社がグローバルに物流ビジネスを拡大する中で、これに対応した管理体制の整備や、ガバナンス、コンプライアンスの強化を図るなど、その職責を果たしてきました。これらの知見を活かし、監査等委員である取締役(常勤)の職務を適切に遂行していただいているものと判断しており、引き続き候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 社外 2	おのやま たかし 大山 高 1951年12月13日生 	1976年 2 月 社団法人日本電子機械工業会（現 一般社団法人電子情報技術産業協会）入職 2009年 6 月 同 理事 2011年 5 月 一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会理事 2014年 6 月 当社社外取締役 2016年 6 月 同 社外取締役 監査等委員（現任）	0株
	(社外取締役候補者とした理由) 大山高氏は、電子情報技術産業協会等で理事を務めるなど当社の主要顧客が属する電子産業に関し、豊富な知見を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これらの知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただいているものと判断しており、引き続き候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって6年（うち4年は監査等委員である社外取締役）となります。		
新任 社外 3	にし がわ なおこ 西川 菜緒子 1973年6月14日生 	2007年 6 月 公認会計士登録 2007年 7 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2014年 4 月 アーンスト・アンド・ヤング LLP シンガポール事務所 入所 2016年 6 月 西川公認会計士事務所設立（現任） 2016年10月 ジャパン・ビジネス・アシュアランス㈱所属（現任）	0株
	(社外取締役候補者とした理由) 西川菜緒子氏は、会計事務所における長年の会計監査経験と公認会計士として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を有しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これら会計に関する知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 大山高氏及び西川菜緒子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- また、当社は、株式会社東京証券取引所に対し、大山高氏を独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- 新任の西川菜緒子氏につきましても、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、中村邦彦氏、大山高氏のそれぞれとの間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を法令に定める額まで限定する責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合はそれぞれ同契約を継続する予定であります。また、新任の西川菜緒子氏が選任された場合、同氏との間で同契約を締結する予定であります。

4. 西川菜緒子氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に勤務経験がありますが、2011年6月に退所、アーンスト・アンド・ヤングLLPシンガポールは2015年10月に退所しております。これら法人に勤務中も当社及び当社グループ並びに親会社であるアルプスアルパイン(株)グループの会計監査業務には一切関与しておらず、当社の社外取締役独立性基準に照らし、同氏は十分に独立性を有しているものと判断しております。

第5号議案 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件一部変更の件

2014年6月18日開催の当社第50回定時株主総会における第4号議案「取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入および内容決定の件」及び2016年6月21日開催の当社第52回定時株主総会における第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件」において既にご承認いただきました、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使の条件の一部を変更することのご承認をお願いするものであります。

なお、本変更は、既に発行した当社の2014年6月18日開催の取締役会決議に基づき発行した株式会社アルプス物流第1回新株予約権、2015年6月17日開催の取締役会決議に基づき発行した株式会社アルプス物流第2回新株予約権、2016年6月21日開催の取締役会決議に基づき発行した株式会社アルプス物流第3回新株予約権、2017年6月21日開催の取締役会決議に基づき発行した株式会社アルプス物流第4回新株予約権、及び2018年6月20日開催の取締役会決議に基づき発行した株式会社アルプス物流第5回新株予約権に基づく取締役の報酬について、変更することのご承認をお願いするものであります。

1. 変更の理由

当社取締役に発行している新株予約権の権利行使の条件は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使できることとしておりました。

当社は、第2号議案に記載のとおり、執行役員制度を導入することを予定しております。執行役員については、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）と同様、業務執行の役割を担うため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位も喪失した時点までは新株予約権を行使できないよう、これらの新株予約権について、その行使の条件の変更をお願いするものです。

2. 変更の内容

(変更箇所は下線部で表示)

現 行	変 更 後
(新株予約権の行使の条件) 新株予約権者は、 <u>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、</u> 新株予約権を行使することができる。	(新株予約権の行使の条件) 新株予約権者は、 <u>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、</u> 新株予約権を行使することができる。

(ご参考)

取締役選任基準

<社内・社外取締役共通>

1. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察性に優れていること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4. 業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

1. 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2. 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3. 独立社外取締役については、以下の「社外取締役独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

<社外取締役独立性基準>

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1. 当社及びその親会社・連結子会社・兄弟会社（以下「当社グループ」という）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 当社グループの主要な取引先（注3）企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先（注4）企業等の業務執行者
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外取締役の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者

8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれかに該当する者
9. 過去3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- 注1：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
- 注2：大株主とは、直近事業年度末において自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
- 注3：主要な取引先とは、当社グループのサービス・商品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社又は相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- 注4：主要借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。
 - (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。
- 注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる活動に直接関与する者）をいう。
- 注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
- 注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

コーポレート・ガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現してまいります。

本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンスの充実と進化に取り組みます。

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社では、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「ものづくりを支える最適物流を追求し、豊かな社会の実現に貢献します」と定め、これを具現化する「3つの経営姿勢」を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供するなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう、環境作りなどを行っています。

1. 株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識の下、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならないと考えています。また、当社では、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を目的として、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、自社ホームページなどで開示の「コーポレート・ガバナンス報告書」にその施策を公表しています。

さらに、全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び自社ホームページにて開示しています。

2. 株主の平等性の確保

株主権利の保護や、その権利行使の促進を図るとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。また、違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等を含む、会社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同

規則を自社ホームページに掲載するなどにより、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。

- ① 株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するため、株主総会議案については、取締役会決議の後、速やかに当社ホームページ、東京証券取引所ウェブサイトにて開示しています。
- ② 株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前を目処に発送しています。また、発送前の開示も実施しています。
- ③ 株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる集中日と予測される日より前倒した日程で、株主総会を開催しています。
- ④ 株主が議決権行使を行いやすいよう、株式会社「ＩＣＪ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用やインターネットによる議決権の行使ができるようにしています。また、当社ホームページや東京証券取引所ウェブサイトなどへ招集通知の英文版の掲載を行っています。
- ⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使等を行うことの事前申し出があった場合、当社基本方針に基づいて、株主総会出席の対応を決定しています。

3. 資本政策

当社は中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。

- ① 急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐えうる財務体質を維持すること
- ② グローバルに事業を展開するために必要な財務体質を維持すること
- ③ 中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、当社の配当政策は、安定的に配当を行うことを第一に、その水準の向上に努めることとしています。配当水準については、①株主への利益還元、②将来の成長に向けての投資、③内部留保の3つのバランスを考慮して決定することを基本方針とし、業績の動向、財務体質、株主の配当に対する期待などを総合的に勘案し決定しています。

なお、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、定款上は、剰余金の配当等

を株主総会のみならず取締役会の決議のみによっても行い得るよう定めておりますが、現段階では期末配当は原則として株主総会に諮ることとします。

4. 政策保有株式

当社は、保有により当社の財務活動を円滑にすると判断した場合、及び事業戦略の遂行のために必要と判断した場合、純投資目的以外の目的で株式を保有します。保有は、便益と資本コストを意識して必要最低限とし、これを上回る株式については、適正な時期を判断し縮減していきます。保有の継続または売却等の判断は、銘柄毎に保有目的、中長期的な見通しなどを評価基準として、毎年取締役会において検証していきます。政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期的に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

5. 関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。なお、支配株主（親会社）及び同グループ会社との取引条件については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。当社では「3つの経営姿勢」を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

① お客様との共栄

多様なニーズにお応えする最適物流の提案とサービスの提供を行います。お客様と強い信頼関係を築き、ベストパートナーとしてともに成長・発展を目指します。

② 物流価値の創造

電子部品で培った専門性やノウハウを活かし、高品質・高効率な物流サービスを追求します。社員一人ひとりの力をさらに高め、新たな物流価値を創造し続けます。

③ 環境・社会と調和

グリーンロジスティクスを積極的に推進し、環境に配慮した取り組みを行います。社会の一員としてルールを遵守し、安全・安心な物流サービスを提供し続けます。

1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念

当社は、「ものづくりを支える最適物流を追求し、豊かな社会の実現に貢献します」を企業理念として、理想とすべき事業のあり方や、果たすべき社会的責任、人に賭ける思いなどを込めて、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上のため、行動を推進しています。そして、以下の3つの行動指針を策定し、社員一人ひとりが常に意識し行動するようにしています。

① 誠意：「まごころ」を込めて行動

私たちは、誠心誠意、お客様のための最適物流の実現を目指します。常にお客様の声に耳を傾け、「まごころ」を込めて行動します。

② 快・速：快適にスピーディーに実行

私たちは、地球に優しく、お客様に「快適」な物流サービスを目指します。何ごとも「スピーディー」に決定し、責任感を持ってやり遂げます。

③ 挑戦：高い目標にチャレンジ

私たちは、一人ひとりがプロ意識を持ち、レベルアップを目指します。個の力を合わせて連携し、より「高い目標」にチャレンジします。

2. サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、企業理念に基づく、経営姿勢及び行動規範に基づいた経営を行っています。サステナビリティに関しては、グループ倫理規範を尊重し、CSR経営を推進しています。特に環境課題、コンプライアンス課題は、重要な課題と位置づけています。社員の行動規範として、「コンプライアンス規程」を定め、推進しています。また、天災、事故等の有事が経営に大きな影響を及ぼすことを未然に防ぐこと、及び有事の際の適切な対応と早期復旧を重要な課題と認識し、取り組んでいます。

3. 社内の多様性の確保

当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入などを行っており、今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。

4. 内部通報制度

当社では、現在、常勤監査等委員、社外監査等委員、内部監査部門長及び親会社のコンプライアンス部門長を窓口とする倫理ホットライン制度を設置しています。倫理ホットライン規程を制定し、通報者の秘密保持や不利益取扱いの禁止を明文化しています。また、管理本部長（常務取締役）が倫理ホットライン制度の運用状況を監督し、定期的に取り締役会に運用状況を報告しています。

第4章 適切な情報開示

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報を、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令や規則で開示が義務付けられた情報を含め当社ホームページなどで適時、適切な情報開示を行うことで、経営の公正と透明性を維持しています。また、株主通信を年2回発行し、事業報告に加えてグローバルビジネスの拡充状況などを紹介することで、当社の事業内容の理解が進むよう努めています。さらにアナリスト・機関投資家・マスコミ向けの決算説明会の開催（年1回）等、マネジメントと市場参加者が直接対話できる場の充実を図っています。

経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報、事業活動の最新ニュース等の非財務情報については、当社ホームページなどで継続的な発信を行っています。

第5章 取締役会等の責務

1. 取締役会及び取締役の役割

当社の取締役会は、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置付けています。取締役会は月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、十分な討議を

経た上で決議を行っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

物流事業を営む当社においては、担当取締役を本社の各機能及び事業本部ごとに設置し、執行責任の所在を明確にすることにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、実効性の高い監督機能が発揮できると考えています。

2. 取締役会の構成

当社は、取締役会における経営の方針や重要事項の審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、女性や、海外現地法人での業務経験やグローバルビジネスに精通するなど、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任しています。また、監査等委員である取締役については、法律の専門家である弁護士、財務・会計に関する知識を有する者、事業経営経験者、当社の主要顧客が属する電子部品産業について、長年、業界団体等に勤務し、豊富な知見等を有した者等を選任しています。

3. 取締役候補者の選任基準

取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

<社内・社外取締役共通>

- ① 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
- ② 遵法精神に富んでいること
- ③ 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ④ 業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

- ① 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
- ② 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
- ③ 独立社外取締役については、当社「社外取締役独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

4. 独立社外取締役の役割

当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、監査等委員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5. 最高経営責任者の後継者の決定

中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び管理担当取締役で、定期的に協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。加えて、取締役会での最高経営責任者の選定に先立ち、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会にて審議を行うこととしております。

6. 経営陣への委任

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則に定めています。

7. 監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等

当社の監査等委員（会）は、社外取締役監査等委員がその過半数を占める体制により、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、様々な知見や豊富な経験をもった社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員とが相互に連携して監査を行うとともに、内部監査部門と連携を図り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べます。さらに、監査等委員の職務の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

8. 取締役の兼職について

取締役が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総

会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

9. 内部統制

当社では、企業グループとしての内部統制の基本方針を取締役会で決議し、法務部門、内部監査部門、人事総務部門、経理部門及び情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に管理本部長（常務取締役）の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務諸表の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が統制状況を取りまとめています。また、全社的なリスク管理（危機管理）は、人事総務部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

10. 会計監査人

当社の会計監査人は、情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間を確保しており、また、管理本部長（常務取締役）、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

11. 取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施し、社外取締役を中心とする監査等委員会がその内容の評価・分析を行い、結果を取締役会に報告します。取締役会は評価結果に基づき、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要について開示するものとします。

12. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員については、関係外部団体に加入するなどし、監査等委員監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講しています。社外取締

役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中短期の経営計画などを説明しています。

第6章 株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。その考え方に基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが決算説明会などにおいて、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。

社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話（面談）については、株主の希望や関心事項などに応じて、管理本部長（常務取締役）や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、管理本部長（常務取締役）から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規程」に基づき、株主との公平な対話（面談）を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

当社では、毎年3月末及び9月末における株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、管理本部長（常務取締役）から取締役会へ定例的に報告し、社外取締役を含めた全取締役間で情報を共有しています。

取締役会実効性評価結果の概要

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するため、コーポレート・ガバナンス・ポリシーを定めています。それに基づき、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的に、取締役会の実効性評価を昨年引続き実施しましたので報告いたします。

1. 分析・評価の方法

取締役会メンバーに対し、取締役会の構成、運営、審議内容、取締役間のコミュニケーション、支援体制等について設問票による記名式アンケートを行い、各々の所感を含む自己評価を実施しました。そして、これらを社外取締役を含む監査等委員会及び管理担当取締役が分析、課題整理を行った後、取締役会において報告を行い、検証及び議論を行いました。

2. 分析・評価結果の概要

結果として、今年度は、現体制における取締役会での議論や審議、運営が適切かつ合理的に行われていることが確認され、実効性が確保されていることが検証できました。昨年度の評価において課題となった、中長期課題や事業のリスクヘッジ等に関する議論は、今年度も継続して充実が図られました。また、弁護士である社外取締役を選任し、専門的な知見を取り入れる体制を構築しました。一方、取締役会の規模や構成、審議資料の事前確認などについて、具体的な意見や提案が寄せられ、継続的な取り組みが必要であることを確認しました。

3. 今後の対応等

当評価を継続して実施していくことにより、取締役会として取り組むべき課題を把握し、これらを共有化し解決していくことで、更に一体感のある経営姿勢を育み、当社のガバナンスならびに企業価値の向上に活かしてまいります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費を中心に景気が底堅く推移しましたが、後半には設備投資や外需の低迷により減速感が出ており、中国でも米中貿易摩擦の長期化の影響で景気の減速が継続しました。国内経済も輸出の低迷により成長が鈍化しています。また、第4四半期には新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、グローバルに厳しい経営環境となりました。

このような事業環境下において、当社は中期基本方針を「進化する『最適物流』をより多くのお客様に」と定め、中期経営計画初年度の当期は、次の戦略・施策を推進し、グローバルにビジネスの拡大に努めました。

- ①G T B (Get The Business/市場と商品の拡大)：HUB拠点の整備とネットワークの充実。車載向け事業体制の確立。
- ②G T P (Get The Profit/間・直の生産性向上)：自動化とTIEの導入による改善の進化。戦略投資の拡大と確実な刈り取り。
- ③G T C (Get The Confidence/選ばれる会社)：桁違い品質の実現。CSR体制の強化と活動の充実。

当連結会計年度の業績は、売上高100,741百万円（前期比 4.0%減）、営業利益4,118百万円（同 12.8%減）、経常利益3,886百万円（同 19.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2,389百万円（同 4.4%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

[電子部品物流事業]

当事業の主要顧客である電子部品業界では、各種電子機器、自動車、産業用機器などの市況悪化を受けて荷動きが減少しました。また、新型コロナウイルスの感染拡大による顧客の工場の操業停止、各国における様々な規制の強化もあり、2020年2月以降は中国、3月には主に北米・アセアンにおいて、貨物の取扱高に影響が出ました。一方で長期的な視点で見

ると、5G（次世代通信規格）、IoT、自動車の電子化など、次世代技術の進展により、半導体や電子部品は、将来の需要の拡大が見込まれております。

当社グループでは、継続して電子部品の需要拡大が見込まれる地域を中心に、新たにHUB拠点の整備とネットワークの充実を進め、新規取扱貨物量の拡大に努めました。アセアン、南アジア地域においては、7月にタイで大型の新倉庫を竣工、営業を開始しました。欧州では、東欧展開の足掛かりとしてハンガリーに事務所を開設しました。更に、これまで拡充した拠点の充実を図ると共に、安定稼働と生産性向上に取り組みました。また、車載関連物流強化策の一つとして、(株)ロジコム社と合併会社を設立し、その海外展開の第一段階としてインドに現地法人を設立し、車載関連ビジネスの拡大を目指しております。

当連結会計年度の業績は、国内外で新規顧客の獲得に取り組みましたが、米中貿易摩擦などによる電子部品全体の荷動きが減少したことに加え、新型コロナウイルスの影響が拡大し、減収減益となりました。

当事業の売上高は51,400百万円（前期比3.4%減）、営業利益は2,696百万円（同 19.6%減）となりました。

[商品販売事業]

商品販売事業では、電子部品に関連する包装資材・成形材料・電子デバイスの販売を行っています。調達と物流を一元化した電子デバイスの販売ビジネス、物流改善を意識した包装資材の提案営業を進めております。

当連結会計年度におきましては、主に米国や中国でスマートフォン向けや車載関連向けの需要減や現地調達化に伴い売上高が減少しました。

当事業の売上高は24,207百万円（前期比11.7%減）、営業利益は591百万円（同 18.4%減）となりました。

[消費物流事業]

消費物流分野では、小売企業の宅配サービスや通信販売ビジネスの成長に伴って需要が拡大している一方、ドライバーを始めとする人材確保・育成が、業界全体の課題となっています。

このような事業環境において、当社グループで消費物流を担う(株)流通サービスは、消費物流の川上にあたる企業間物流の取り込み、メディカル・化粧品などの商品センター業務の拡大、生協宅配ビジネスの拡大に取り組んでおります。

当連結会計年度の業績は、化粧品関係の商品センター業務の拡販、第4四半期には生協関

系の宅配需要が増加したことなどにより、増収増益を確保することができました。

当事業の売上高は25,133百万円（前期比3.3%増）、営業利益は830百万円（同 29.3%増）となりました。

事業区分	売上高（前期比）	営業利益（前期比）
電子部品物流事業	51,400百万円（3.4%減）	2,696百万円（19.6%減）
商品販売事業	24,207百万円（11.7%減）	591百万円（18.4%減）
消費物流事業	25,133百万円（3.3%増）	830百万円（29.3%増）
計	100,741百万円（4.0%減）	4,118百万円（12.8%減）

（2）設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は4,555百万円となりました。主な投資として、中国での中古倉庫取得等により建物及び構築物1,541百万円、自動化などを目的とした機械装置に471百万円、また、オペレーション効率化のためのソフトウェア790百万円、車輛を中心としたリース資産697百万円などの投資を行いました。

なお、これらの投資は自己資金で賄いました。当連結会計年度末における借入金の残高は、前期比192百万円減少し2,815百万円となりました。

（3）対処すべき課題

〔電子部品物流事業及び商品販売事業〕

電子部品関連の事業につきましては、主要顧客が属する電子部品産業は、さまざまな機器や自動車の電子化の進展、そして新興国需要の拡大によって、今後も成長が予想されております。一方で、商品やマーケットの変化に対応した最適地生産や生販合理化が進んでおり、顧客の物流改革ニーズは高度化かつ多様化しております。

このような事業環境において、電子部品関連の事業をドメインとする当社及び国内外の子会社では、2019年度より3カ年の第4次中期経営計画をスタートしました。中期基本方針を「進化する『最適物流』をより多くのお客様に」と定め、次の戦略・施策を推進し、グローバルにビジネスの拡大を図っております。

- ①G T B (Get The Business／市場と商品の拡大)：HUB拠点の整備とネットワーク充実、車載・産機市場向け事業体制確立、市場・地域に適合した商品力強化。
- ②G T P (Get The Profit／間・直の生産性向上)：社内外の技術・ノウハウの融合と深掘、戦略投資の拡大と確実な刈り取り、全社改善マインドと活動のレベルアップ。
- ③G T C (Get The Confidence／選ばれる会社)：社内外における「感じのいい会社」の追求、「桁違い品質」の実現、「環境・社会との調和」「ガバナンスの強化」

[消費物流事業]

消費物流分野では、個人宅配を活用したB to Cのマーケットが、人々のライフスタイルの変化やスマートフォン等の普及に伴う利便性の向上によって拡大を続けています。一方で、これに伴う貨物量の増加や即日配送サービスの普及などによって、物流インフラへの負荷増、特にドライバーや倉庫作業員の人手不足、コストアップなどの深刻な状況が続いております。

このような事業環境において、(株)流通サービスにおきましても、2019年度より3カ年の中期経営計画をスタートし、「持続的成長」「収益性改善」「現場力強化」に取り組んでおります。

事業の運営体制や営業体制の強化を図り、主要顧客である生協向けビジネスの更なる拡大、シェアアップを図るとともに、「E C通販物流」の拡販・強化を進めております。また、業界課題である人手不足に対処すべく、採用力や教育制度の強化、働き方改革の推進によって、定着率の更なる向上を図り、人材の確保・育成につなげてまいります。

当社グループでは電子部品関連、消費関連それぞれの分野において、上記の戦略・重点施策を着実に実行し、更なるグローバル成長を図ってまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	2016年度 第53期	2017年度 第54期	2018年度 第55期	2019年度 第56期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	99,249	104,972	104,919	100,741
営 業 利 益(百万円)	5,083	4,932	4,722	4,118
経 常 利 益(百万円)	5,402	4,702	4,830	3,886
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,026	2,438	2,499	2,389
1 株当たり当期純利益(円)	85.52	69.05	70.77	67.61
総 資 産(百万円)	73,192	76,224	75,604	78,452
純 資 産(百万円)	46,943	49,416	50,521	51,565

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はアルプスアルパイン株式会社で、同社（同社の子会社を含む）は当社の株式を17,317千株（出資比率49.0%）保有しています。

当社は親会社グループに対し、貨物の運送、保管、輸出入関連の物流サービスの提供及び包装資材、成形資材、電子デバイスの販売を行っています。

これらの取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っており、当社取締役会は、親会社グループとの取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
アルプス物流ファシリティーズ株式会社	30百万円	100.0%	物 流 業
株式会社流通サービス	240百万円	70.6%	物 流 業
株式会社アルプスロジコム	200百万円	60.0%	持 株 会 社
ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.	7,000千香港ドル	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (S) PTE.LTD.	1,000千シンガポールドル	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (SHANGHAI) CO.,LTD.	66,222千中国元	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO.,LTD.	9,934千中国元	※ 100.0%	物 流 業
SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO.,LTD.	8,081千中国元	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS MEXICO, S.A.DE C.V.	5,366千メキシコペソ	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.	17,500千台湾ドル	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.	3,000百万韓国ウォン	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (CHONGQING) CO.,LTD.	6,474千中国元	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH	250千ユーロ	100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS MEXICO EXPRESS, S.A. DE C.V.	12,500千メキシコペソ	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS INDIA PRIVATE LIMITED	208百万インドルピー	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS VIETNAM CO., LTD.	200億ベトナムドン	89.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (USA), INC.	1,000千U S ドル	100.0%	物 流 業
TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.	51,319千中国元	50.0%	物 流 業
ALPS NAIGAI LOGISTICS (MALAYSIA) SDN.BHD.	2,200千マレーシアドル	50.0%	物 流 業
DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.	19,864千中国元	50.0%	物 流 業
TEDA ALPS LOGISTICS SHANGHAI CO., LTD.	2,000千中国元	※ 100.0%	物 流 業
ALPS LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.	15,000千タイバーツ	49.0%	物 流 業
ALPS LOGICOM INDIA PRIVATE LIMITED	110百万インドルピー	※ 100.0%	物 流 業
ZHAOPU ELECTRONICS (SHANGHAI) INC.	20,857千中国元	※ 100.0%	物 流 業

(注) 1. ※印は子会社保有の出資比率を含んでいます。

2. 2019年4月に株式会社アルプスロジコムを子会社として設立いたしました。
3. 2019年10月にALPS LOGICOM INDIA PRIVATE LIMITEDを子会社として設立しました。
4. 2019年7月にZHAOPU ELECTRONICS (SHANGHAI) INC.を子会社として取得しました。

(6) 主要な事業内容

当社グループの事業は、電子部品物流、商品販売、消費物流の3事業に区分されています。各事業部門の主要な事業内容は次のとおりです。

事業区分	事業内容	売上高構成比
電子部品物流事業	電子部品の運送、保管、輸出入貨物取扱業務等のグローバル総合物流サービス	51.0%
商品販売事業	包装資材、成形材料及び電子デバイスの仕入販売	24.0%
消費物流事業	食料品などの消費材の運送、保管、流通加工等の国内総合物流サービス	25.0%
合計		100.0%

(7) 主要な事業所

① 当社

本社	神奈川県横浜市港北区新羽町1756番地	
営業所	北上営業所（岩手県北上市） 庄内営業所（山形県鶴岡市） 仙台営業所（宮城県仙台市） 小名浜営業所（福島県いわき市） 新潟営業所（新潟県長岡市） 加須営業所（埼玉県加須市） 松戸営業所（千葉県松戸市） 大井営業所（東京都大田区） 横浜営業所（神奈川県横浜市） 静岡営業所（静岡県袋井市） 瀬戸営業所（愛知県瀬戸市） 福岡営業所（福岡県福岡市）	秋田営業所（秋田県にかほ市） 古川営業所（宮城県大崎市） 相馬営業所（福島県相馬郡） 郡山営業所（福島県本宮市） 金沢営業所（石川県金沢市） 高崎営業所（群馬県藤岡市） 成田営業所（千葉県山武郡） 輸出入センター（東京都大田区） 長野営業所（長野県上伊那郡） 名古屋営業所（愛知県春日井市） 大阪営業所（大阪府茨木市）

② 子会社

国 内	アルプス物流ファシリティーズ株式会社	茨城県つくば市
	株式会社流通サービス	埼玉県草加市
	株式会社アルプスロジコム	神奈川県横浜市
海 外	DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO., LTD.	中国 遼寧省大連市
	TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO., LTD.	中国 天津市
	ALPS LOGISTICS (SHANGHAI) CO., LTD.	中国 上海市
	SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO., LTD.	中国 上海市
	TEDA ALPS LOGISTICS SHANGHAI CO., LTD.	中国 上海市
	ALPS LOGISTICS (CHONGQING) CO., LTD.	中国 重慶市
	ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO., LTD.	中国 広東省東莞市
	ZHAOPU ELECTRONICS (SHANGHAI) INC.	中国 上海市
	ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.	香港 九龍
	ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.	韓国 ソウル特別市
	ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.	台湾 桃園市
	ALPS LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク市
	ALPS NAIGAI LOGISTICS (MALAYSIA) SDN.BHD.	マレーシア ネグリセンビラン州
	ALPS LOGISTICS (S) PTE. LTD.	シンガポール
	ALPS LOGISTICS VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ
	ALPS LOGISTICS INDIA PRIVATE LIMITED	インド グルگرام
	ALPS LOGICOM INDIA PRIVATE LIMITED	インド グジャラート
	ALPS LOGISTICS (USA), INC.	アメリカ カリフォルニア州
	ALPS LOGISTICS MEXICO, S.A.DE C.V.	メキシコ レイノサ市
	ALPS LOGISTICS MEXICO EXPRESS, S.A. DE C.V.	メキシコ レイノサ市
	ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH	ドイツ ドルトムント市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(前期比)
電子部品物流事業	3,099名 (23名増)
商品販売事業	36名 (6名増)
消費物流事業	2,599名 (15名減)
全社(共通)	160名 (7名減)
合計	5,894名 (7名増)

(注) 上記の他に、臨時社員3,227名が在籍しています。

② 当社の従業員数

従業員数 (前期比)
941名 (27名増)

(注) 上記の他に、臨時社員787名が在籍しています。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	850

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 35,357,544株 (自己株式116,856株を除く)
- (3) 株主数 4,366名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アルプスアルパイン株式会社	16,526 千株	46.7 %
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	2,806	7.9
TDK株式会社	2,804	7.9
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	964	2.7
アルパイン株式会社	790	2.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012	570	1.6
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	510	1.4
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT	471	1.3
立花証券株式会社	408	1.2
アルプス物流社員持株会	404	1.1

(注) 持株比率は、自己株式116,856株を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	株式会社アルプス物流 第1回 新株予約権	株式会社アルプス物流 第2回 新株予約権
発行決議の日	2014年6月18日	2015年6月17日
新株予約権の数	71個	50個
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 3名	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 14,200株 （新株予約権1個につき200株）（注1）	普通株式 10,000株 （新株予約権1個につき200株）（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 99,600円 （1株当たり498円）	新株予約権1個当たり 146,800円 （1株当たり734円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり 200円 （1株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自 2014年7月24日 至 2054年7月23日	自 2015年7月23日 至 2055年7月22日
新株予約権の行使の条件	（注2、3）	（注2、3）

	株式会社アルプス物流 第3回 新株予約権	株式会社アルプス物流 第4回 新株予約権
発行決議の日	2016年6月21日	2017年6月21日
新株予約権の数	238個	203個
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 4名	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 23,800株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 20,300株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 50,000円 （1株当たり500円）	新株予約権1個当たり 70,900円 （1株当たり709円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自 2016年7月16日 至 2056年7月15日	自 2017年7月20日 至 2057年7月19日
新株予約権の行使の条件	（注2、3）	（注2、3）

	株式会社アルプス物流 第5回 新株予約権
発行決議の日	2018年6月20日
新株予約権の数	157個
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 15,700株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 81,200円 （1株当たり812円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自 2018年7月21日 至 2058年7月20日
新株予約権の行使の条件	（注2、3）

- (注) 1. 2016年4月1日付で、普通株式1株に対し2株の割合で株式分割を行ったことにより、第1回及び第2回の新株予約権につきまして、新株予約権1個当たりの株式数を100株から200株に調整しています。
2. 新株予約権は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	臼 居 賢	
常務取締役	下 廣 克 彦	管理本部長、情報システム・中国地域担当
常務取締役	吹 山 浩 司	事業本部長
取締役	虫 明 俊 幸	営業本部長
取締役	栗 田 幸 武	営業本部副本部長、輸出入事業・アジア地域担当
取締役	寺 寄 秀 昭	事業本部副本部長、国内事業・欧米地域担当
取締役	氣 賀 洋一郎	アルプスアルパイン株式会社 執行役員
取締役	神 田 隆	株式会社流通サービス 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	中 村 邦 彦	
取締役 (監査等委員)	大 山 高	
取締役 (監査等委員)	大 橋 進	株式会社ロジスティクス・コンセプト 代表取締役
取締役 (監査等委員)	大 野 澄 子	弁護士

- (注) 1. 監査等委員 大山高氏、大橋進氏及び大野澄子氏は、社外取締役であります。当社は3氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査等委員 中村邦彦氏は、当社の管理担当取締役の経験があり、財務・会計に関する知見を有しております。
3. 2019年6月20日開催の第55回定時株主総会において寺寄秀昭氏及び氣賀洋一郎氏が取締役に、大野澄子氏が監査等委員に、新たに選任され、就任いたしました。
4. 2019年6月20日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役 佐伯和好氏及び取締役 片岡政隆氏が任期満了により、監査等委員 遠山悌二郎氏が辞任により、退任いたしました。
5. 当社が常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の重要な会議に出席するとともに、日常的な情報収集や内部監査部門等との連携を図ることで監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役である氣賀洋一郎氏、神田隆氏及び各監査等委員である取締役との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く)	10名	151百万円	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5 名	40百万円	(うち社外4名 23百万円)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでおりません。
2. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における取締役（監査等委員を除く）6名に対する役員賞与の未払費用計上額27百万円。
・当事業年度における取締役（監査等委員を除く）6名に対する譲渡制限付株式16百万円。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	大 山 高	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席し、必要に応じて、主に電子産業の調査等で培われた見識、経験に基づき発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大 橋 進	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席し、必要に応じて、主に物流事業及び会社経営の豊富な経験に基づき発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大 野 澄 子	新たに社外取締役に就任した2019年6月20日以降、当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、また、監査等委員会11回の全てに出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 51百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 70百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社24社のうち17社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、アルプスアルパイン株式会社を中心とする企業グループの一員として、グループ創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置付け、アルプスアルパイングループ倫理規範を尊重し、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制
 - 1) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
 - 2) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役が出席する取締役会において経営方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選定基準を設定します。
 - 3) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
 - 4) 当社は、取締役の職務執行に関する適法性監査の実効性を確保するため、当該監査を行うための能力・資質を有した者が監査等委員として株主総会で選任されるよう監査等委員候補者の選任基準を設定します。
 - 5) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
 - 6) 当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、アルプスアルパイングループ倫理規範を尊重し、当社倫理規程などの各種規程を制定し、社内教育等によりコンプライアンスの浸透を図っています。また、子会社に対して経営指導・管理を行うとともに、コンプライアンスに関する活動を支援しています。
- ・取締役については、選任基準に基づいて候補者を選定し、株主総会に提案しています。
- ・当事業年度は取締役会を12回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、管理本部長（常務取締役）の指揮のもと、法務部門及び経理部門による上程議案の事前確認も行っています。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取扱いを明確にした社内規定を定めます。
- 2) 当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規定に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。
- 3) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、取締役会規則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会の運営等を明確にするとともに、情報管理規程、文書管理規程、電子情報管理規程に基づき、情報の管理を行っています。また、当社子会社は、関係会社管理規程に基づき、各社の執行状況等について当社に報告しています。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
- 2) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備さ

せるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

【運用状況の概要】

- ・当社は、危機管理規程、危機管理マニュアルを定め、種々のリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。
- ・当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備させるとともに、危機管理規程に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、機能別本部に加え、事業担当制を導入し、それぞれに担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
- 2) 当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のために行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
- 3) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、事業、営業、経営企画、管理の機能別本部に加え、国内、海外の事業担当制を敷き、それぞれに担当取締役を設置して責任を明確にした上で、適正かつ効率的に職務を遂行しています。
- ・当社では、3年毎に中期経営計画、また毎年、短期経営計画を策定しており、半期毎に経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行い、取締役会にてこれらの計画の審議・決定を行っています。各担当取締役は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会にて毎月報告を行っています。

- ・当社は、子会社についても３年毎に中期経営計画、また毎年、短期経営計画を策定し、同計画は当社取締役会にて審議・決定しています。また、関係会社管理規程に基づき、各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるよう指導、監督をしています。

⑤ 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
- 2) 当社は、当社グループ内での取引、またアルプスアルパイングループ各社と当社グループの取引の価格について、適正な基準を設定します。
- 3) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」と言います。）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
- 4) 当社の内部監査部門は当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び会計監査人に報告します。
- 5) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、当社グループ内での取引、またアルプスアルパイングループ各社と当社グループの取引について、一般顧客と同様に、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて公正な価格で行っています。
- ・当社は、内部通報制度として倫理ホットライン制度を設置し、月に一度発行される社報等で通報窓口を社内へ周知しています。倫理ホットラインの運用状況については管理本部長（常務取締役）が確認を行い、定期的に取り締役に報告しています。
- ・内部監査部門は、年次の内部監査計画に基づき、当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般を監査しています。内部監査の結果は、監査終了後に代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び会計監査人に報告しています。

- ・当社の監査等委員は、定期的に国内子会社の社長等と面談を行っている他、海外子会社の社長等とは往査時や、経営計画審議会などの場を利用して面談、情報交換を行っています。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
当社は、監査等委員の職務を補助するスタッフを監査等委員会室に配置しています。
- ⑦ 当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会補助スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
 - 2) 当社は、監査等委員会の同意の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設け、監査等委員会補助スタッフを配置しています。監査等委員会補助スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従い、人事異動・考課は常勤監査等委員の同意を得て実施しています。

- ⑧ 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
- 1) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役による監査等委員会への報告体制を整備します。
 - 2) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接または間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が常勤監査等委員に報告できる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれの重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、内部監査室長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができ体制を整備、運用しています。

- ⑨ 当社の子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- 1) 当社は、当社の子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、または当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。
 - 2) 当社は、当社の子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接または間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、国内子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役・従業員が直接または間接的に当社監査等委員会に報告できる体制として、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員を窓口とする倫理ホットライン制度を設置、運営しています。また、主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導している他、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当取締役、監査等委員会、内部監査室長に報告しています。

- ⑩ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の従業員等及び当社の子会社の取締役、監査役、従業員等が監査等委員会に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規定に定めます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、倫理ホットライン規程により、当社の従業員等及び当社の子会社の取締役、監査役、従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

- ⑪ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について

- 1) 当社は、監査等委員会の監査に関する費用について、監査等委員会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払または償還します。
- 2) 当社は、監査等委員会が緊急または臨時に支出する費用について、監査等委員会からの請求に基づいて前払または償還します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保し、実際に支出する費用を前払または償還しています。なお、当事業年度において、監査等委員会から緊急または臨時に支出する費用の請求は受けておりません。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- 1) 監査等委員は、取締役会に加え予算審議会等の重要な社内会議に出席できる他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行えることとします。
- 2) 監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。
- 3) 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図れるようにするために定期及び随時に会合を行えることとします。

【運用状況の概要】

- ・監査等委員は、取締役会や予算審議会等の重要な会議に出席する他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
- ・監査等委員会監査基準で外部の専門家を使用できることを明記しています。
- ・監査等委員会は、内部監査部門や会計監査人と監査等結果報告会を定期的に開催しています。また、内部監査部門とは毎月の会合やグループ監査等委員会連絡会などを定期及び随時に開催し、情報や課題を共有しています。

⑬ 財務報告の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認した上で、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

(2) 反社会的勢力排除について

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、安定的に配当を行うことを第一に、その水準の向上に努めてまいりました。配当の水準につきましては、①株主への利益配分、②将来の成長に向けての投資、③内部留保のバランスを考慮して決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、この方針のもと、1株当たり10円とする案を第56回定時株主総会に上程いたします。中間配当を含め年間では1株当たり20円となります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	36,988	流 動 負 債	20,306
現 金 及 び 預 金	17,612	営 業 未 払 金	10,089
受取手形及び営業未収金	15,356	短 期 借 入 金	2,815
商 品	1,706	リ ー ス 債 務	1,247
貯 蔵 品	49	未 払 法 人 税 等	610
そ の 他	2,288	賞 与 引 当 金	1,651
貸 倒 引 当 金	△ 24	未 払 費 用	1,846
固 定 資 産	41,463	そ の 他	2,046
有 形 固 定 資 産	35,228	固 定 負 債	6,580
建 物 及 び 構 築 物	12,500	リ ー ス 債 務	3,403
機械装置及び運搬具	1,078	役員退職慰労引当金	62
工具、器具及び備品	591	退職給付に係る負債	2,433
土 地	16,729	そ の 他	681
リ ー ス 資 産	4,071	負 債 合 計	26,887
建 設 仮 勘 定	257	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	3,453	株 主 資 本	46,504
投 資 そ の 他 の 資 産	2,781	資 本 金	2,349
投 資 有 価 証 券	80	資 本 剰 余 金	1,945
繰 延 税 金 資 産	1,190	利 益 剰 余 金	42,291
そ の 他	1,512	自 己 株 式	△ 81
貸 倒 引 当 金	△ 0	その他の包括利益累計額	△ 276
		その他有価証券評価差額金	△ 21
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 66
		退職給付に係る調整累計額	△ 188
		新 株 予 約 権	53
		非 支 配 株 主 持 分	5,283
		純 資 産 合 計	51,565
資 産 合 計	78,452	負 債 ・ 純 資 産 合 計	78,452

連結損益計算書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
高価	上	原	利		100,741
益	上	利	管		89,888
益	費	総	理		10,853
益	業	び	一		6,734
息	業	外	収		4,118
金	取	配	当	64	
金	取	返	戻	6	
他	業	の	費	68	
用	業	外	利	203	342
息	業	外	差	275	
損	業	外	数	171	
料	業	外	数	54	
他	業	外	数	74	574
益	業	外	数		3,886
益	業	外	数		
益	業	外	数	10	
益	業	外	数	93	
益	業	外	数	143	
金	業	外	数	4	
他	業	外	数	0	252
失	業	外	数		
損	業	外	数	24	
損	業	外	数	3	
失	業	外	数	160	
他	業	外	数	2	191
益	業	外	数		3,946
税	業	外	数		
額	業	外	数	1,330	
益	業	外	数	△ 75	1,254
益	業	外	数		2,692
益	業	外	数		302
益	業	外	数		2,389

(参考情報)

連結損益及び包括利益計算書 (監査対象外)

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
高価 利益 益 益 息 金 金 他 用 息 損 料 他 益 益 益 益 金 他 失 損 損 失 他	上 原 利 管 理		100,741
	上 原 利 管 理		89,888
	上 原 利 管 理		10,853
	上 原 利 管 理		6,734
	上 原 利 管 理		4,118
	上 原 利 管 理	64	
	上 原 利 管 理	6	
	上 原 利 管 理	68	
	上 原 利 管 理	203	342
	上 原 利 管 理	275	
高価 利益 益 益 息 金 金 他 用 息 損 料 他 益 益 益 益 金 他 失 損 損 失 他	上 原 利 管 理	171	
	上 原 利 管 理	54	
	上 原 利 管 理	74	574
	上 原 利 管 理		3,886
	上 原 利 管 理	10	
	上 原 利 管 理	93	
	上 原 利 管 理	143	
	上 原 利 管 理	4	
	上 原 利 管 理	0	252
	上 原 利 管 理	24	
高価 利益 益 益 息 金 金 他 用 息 損 料 他 益 益 益 益 金 他 失 損 損 失 他	上 原 利 管 理	3	
	上 原 利 管 理	160	
	上 原 利 管 理	2	191
	上 原 利 管 理		
	上 原 利 管 理		
	上 原 利 管 理		
	上 原 利 管 理		
	上 原 利 管 理		
	上 原 利 管 理		
	上 原 利 管 理		

科 目	金 額	
税金等調整前当期純利益		3,946
法人税、住民税及び事業税	1,330	
法人税等調整額	△ 75	1,254
当期純利益		2,692
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益		2,389
非支配株主に帰属する当期純利益		302
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		△ 78
為替換算調整勘定		△ 788
退職給付に係る調整額		△ 26
その他の包括利益合計		△ 893
包括利益		1,798
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		1,716
非支配株主に係る包括利益		82

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	16,920	流動負債	13,389
現金及び預金	5,434	営業未払金	7,931
受取手形	681	短期借入金	2,750
営業未収金	8,006	未払金	1,001
商品	1,010	未払費用	518
蔵品	31	未払法人税等	275
前払費用	257	預り金	131
その他	1,577	賞与引当金	776
貸倒引当金	△ 77	その他	5
固定資産	32,981	固定負債	220
有形固定資産	22,761	退職給付引当金	147
建物	6,728	資産除去債務	64
構築物	255	その他	8
機械及び装置	676	負債合計	13,610
車両運搬具	113	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	259	株主資本	36,259
土地	14,474	資本金	2,349
リース資産	26	資本剰余金	2,030
建設仮勘定	227	資本準備金	2,029
無形固定資産	2,866	その他資本剰余金	0
ソフトウェア	2,837	利益剰余金	31,961
その他	29	利益準備金	307
投資その他の資産	7,352	その他利益剰余金	31,654
投資有価証券	80	別途積立金	14,350
関係会社株式	2,602	繰越利益剰余金	17,304
関係会社出資金	1,382	自己株式	△ 81
関係会社長期貸付金	2,400	評価・換算差額等	△ 21
繰延税金資産	520	その他有価証券評価差額金	△ 21
その他	366	新株予約権	53
貸倒引当金	△ 0	純資産合計	36,291
資産合計	49,901	負債・純資産合計	49,901

損益計算書

(自 2019年 4 月 1 日
至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		49,226
売上原価		42,664
売上総利益		6,562
販売費及び一般管理費		4,354
営業利益		2,208
営業外収入	78	
受取配当金	385	
受取手数料	69	
雑収入	102	637
営業外費用		
支払利息	12	
為替差損	143	
支払手数料	54	
雑支出	28	238
経常利益		2,607
固定資産売却益	0	
受取保険金	4	
投資有価証券売却益	143	
その他	0	148
特別損失		
固定資産除売却損	1	
投資有価証券売却損	2	
固定資産圧縮損	3	7
税引前当期純利益		2,748
法人税、住民税及び事業税	712	
法人税等調整額	19	731
当期純利益		2,016

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社アルプス物流
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 磯 貝 剛 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルプス物流の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルプス物流及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社アルプス物流
取締役会 御中E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 磯 貝 剛 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルプス物流の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社 アルプス物流 監査等委員会
常勤監査等委員 中 村 邦 彦 ㊞
監 査 等 委 員 大 山 高 ㊞
監 査 等 委 員 大 橋 進 ㊞
監 査 等 委 員 大 野 澄 子 ㊞

(注) 監査等委員 大山 高、大橋 進、大野澄子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

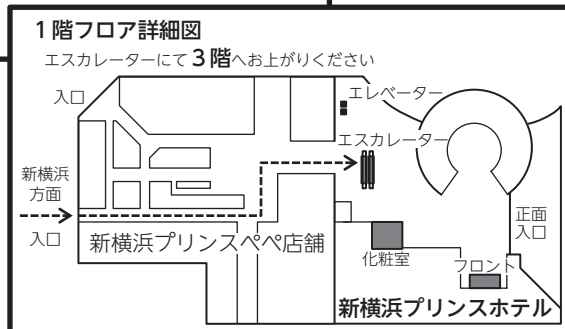
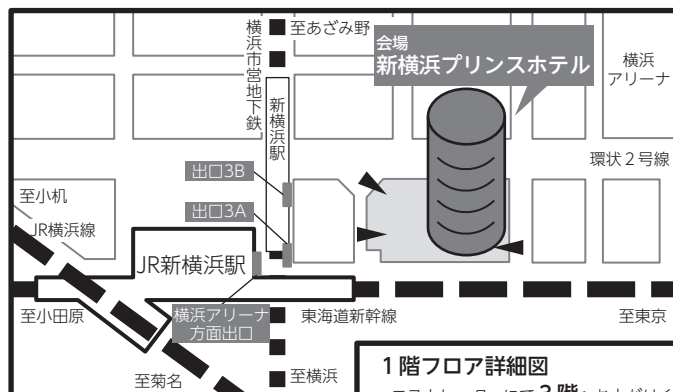
〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on the right side, suggesting it's part of a bound notebook.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[株主総会会場ご案内図]

会場：新横浜プリンスホテル 3階「ファンタジア」
神奈川県横浜市港北区新横浜 3丁目 4番地



<交通機関のご案内>

JR「新横浜」駅

横浜線（北口）から徒歩2分

東海道新幹線（東口または西口）から徒歩2分

（※改札口を出られましたら、横浜アリーナ方面出口へとお向かいください。）

横浜市営地下鉄「新横浜」駅

（出口3Aまたは3B）から徒歩2分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

